

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年9月7日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 NEXT21ラフォーレ原宿 新潟

所在地 新潟市中央区西堀通6番町866番地

設置者 みずほ信託銀行株式会社 不動産カスタディ部長 鍵山 武治

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・株式会社ラフォーレ原宿 | 午前10時から午後8時 |
| ・株式会社ムービータイム | 午前10時から午後8時 |
| ・まちなかほっとショップ運営委員会 | 午前10時から午後8時 |

(変更後)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・株式会社ラフォーレ原宿 | 午前 9時から午後9時 |
| ・株式会社ムービータイム | 午前 9時から午後9時 |
| ・まちなかほっとショップ運営委員会 | 午前 9時から午後9時 |

3 変更する年月日

平成24年9月1日

4 届出年月日

平成24年8月30日

5 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区地域課

6 縦覧期間

平成24年9月7日から平成25年1月7日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp